平成２７年（フ）第２２８号
愛媛県松山市立花１丁目６番25号　コーポ福住Ｂ－205号
債務者　引地　克男
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４３号
愛媛県松山市生石町464番地10
債務者　田所由紀美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
福岡県嘉麻市下山田458番地３　山田山下団地116号（前住所　福岡県嘉麻市下山田430番地）
債務者　鬼木　由美（旧姓佐藤・渡邉）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３３０号
大分県豊後大野市犬飼町下津尾3703番地１
債務者　仲町　弘輝
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８８号
大分市金池南２丁目５番７－406号（池永ビル）
債務者　藤井　勝由（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8307番地　グリーンステージ102、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3256番地４
債務者　河野　　唯
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９８号
宮崎市北権現町238番地１　プランドールⅡ203号
債務者　中嶋　祥子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０９号
宮崎市波島２丁目10番６号
債務者　池野　仁万
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３１６号
宮崎市末広１丁目４番８号　あきらコーポ202号
債務者　黒木　利光
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８９号
宮崎県日向市曽根町４丁目６番地１　タナカハウス1206号
債務者　海野　裕二
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第８２号
岩手県北上市鬼柳町都鳥156番地５
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第８３号
岩手県北上市大通り３丁目10番９号
債務者　吉岡　隆弘
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２２３号
福井県坂井市丸岡町四ツ柳第15号35番地２　ベルメゾンＢ12号室
債務者　福島　理恵（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
福井県坂井市春江町境第17号８番地２　エポカ春江202号室
債務者　平瀬　　梓（旧姓堂前・小林）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
山梨県富士吉田市上暮地１丁目７番６－107号　市営寿団地
債務者　遠山　三奈（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
山梨県富士吉田市松山２丁目12番５号　柳荘７号
債務者　大友いち代
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市中央４丁目４番10－401号
債務者　鈴木晋之介
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係